

海外教育（補習授業校の指定：令和5年度第二次要望調査）

2023年10月24日
在フランクフルト日本国総領事館

○外務省では本年、新規に補習授業校の指定を希望する教育施設の調査を行い、7月1日付で指定を行ったところですが、今般、第二次募集を実施するところ、新規に指定を要望する教育施設にありまして11月10日（金）までに当館領事部宛ご連絡下さい。必要書類等をご案内致します（提出書類の記載・とりまとめに時間がかかることが予想されるため、可能な限り早めに連絡をお願いします）。

○必要書類を提出いただいた後、あらかじめ当館にて指定基準の審査・確認等を行い、その後外務本省が審査・指定することとなります。

○なお、在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程（令和4年外務省告示第三百三号）において、指定の基準は以下のとおりです。

（指定の基準）

第一条 外務大臣は、在外教育施設の設置者（在外教育施設を設置しようとする者を含む。以下同じ。）の申請に基づき、当該在外教育施設が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該在外教育施設を在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和四年法律第七十三号）第二条第二項第二号にいう外務大臣が定める基準に適合するものと認め、及び当該在外教育施設に対する政府による支援（以下「政府支援」という。）に係る指定を行うことができる。ただし、所在国の状況その他の特別な事情があると認められる場合にはこの限りではない。

- 一 学校教育法第一条に規定する小学校又は中学校における課程の一部を行い、国語を中心とした授業を一年についておおむね三十五日以上行う在外教育施設であること。
- 二 海外に在留する邦人が邦人の福利の増進を主たる目的として組織した団体その他これに準ずる団体が設立した在外教育施設であること。
- 三 在籍する児童又は生徒（外国籍のみを有するものを除く。）の数がおおむね五人以上であり、今後も増加が見込まれること。
- 四 在籍する児童又は生徒が二以上の企業等の従業員の子女から成ること。
- 五 一の営利企業等により運営されるものでないこと。
- 六 授業の実施に必要な講師が確保されていること。
- 七 在外教育施設の運営に必要な規則が制定されていること。

八 申請をする年の四月十五日時点で授業を実施していること。